

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目次

◇ 告 示 保険医療機関の指定
土地改良法による換地計画の適否の決定
国有財産の用途廃止

告 示

鳥取県告示第六百四十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百四十五号

昭和四十九年七月十五日付けで中山町から申請のあつた中山町庄田地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十九年八月一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
中山町役場
- 四 異議の申出

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上原産婦人科医院	倉吉市堺町二丁目 九二六の二	昭和四十九年七月二十四日
森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市新町三丁目 一〇八一の四	七月二十二日
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜 二九六の一	六月二十二日
岡 田 医 院	東伯郡東伯町丸尾 字上の垣	七月十四日

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができる。

鳥取県告示第六百四十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年七月三十日から用途廃止した。

昭和四十九年七月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	面 (平方メートル)	用 途
東伯郡東伯町大字上伊勢字東宮内四三番地先から 同町大字上伊勢字東宮内四三番一地主まで	二六一・〇二	水路敷
東伯郡東伯町大字上伊勢字西宮内五三番一地主	一五・〇五	水路敷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】